

「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的な考え方」の中間のまとめ 概要

第1部 基本的な考え方

1 現状認識

- (1) 配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害
- (2) 配偶者暴力は家庭で行われるため外部から発見が困難で、加害者は罪の意識が薄い傾向にあり、被害が深刻化する特性
- (3) 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難
- (4) 内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力を受けている女性は4人に1人
- (5) 子供が直接暴力を受けなくても、目撃等で心理的外傷を受ける場合は児童虐待に当たる（児童虐待防止法）

2 施策実施の中心となる視点

- (1) 暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発
- (2) 東京都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担
- (3) 被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援

3 数値目標

計画の実効性の確保には、具体的な数値目標を設定し、その達成状況の把握が重要
PDCAサイクルによる実行性を高めるため、取組に応じて行動目標や達成年度を設定

第2部 基本計画に盛り込むべき事項 主な取組の方向性

I 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

- (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進
 - 子供の面前での配偶者暴力が児童虐待にあたり、子供の精神に悪影響を及ぼすことを、広く都民に周知
 - 若年層がよく利用する媒体を活用し、交際相手からの暴力をはじめとする若年層が遭いやすい被害について啓発
 - 学校教育の中で発達段階に合わせた教育を推進

- ・児童虐待の児童相談所への通告の4割が配偶者暴力による心理的虐待
- ・内閣府調査では、交際相手から暴力を受けた女性のうち、誰にも相談しなかった人の26.5%が「デートDV」との認識がない
- ・暴力被害で命の危険を感じた女性の割合は、交際相手からの暴力が約4分の1で配偶者暴力の約10分の1に比べて高い

2 早期発見体制の充実

- 医療機関、幼稚園・保育所、学校等の職員、民生・児童委員等、被害者の周囲の人々による早期発見体制の強化
- 医療機関への被害者対応マニュアルの普及、活用
- 幼稚園・保育所への「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の活用、周知

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の内容充実とスーパーバイズや研修の充実による相談機能の強化
- 区市町村への技術的支援等、都内の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」）の中核として役割強化

- ・都内相談件数は約5万件
- ・都支援センター相談件数は約1万件
- ・年末年始を除き9時～21時まで電話相談を実施
- ・男性相談も実施

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

- 区市町村や警察等の相談窓口職員への研修の充実
- 区市町村の状況を踏まえた体制整備への技術的支援

- ・区市町村の相談件数は34,700件で大幅に増加
- ・区市町村の基本計画策定団体数は47区市、支援センター整備団体数は12区

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

- 一人一人の状況に応じた相談対応ができるように、相談員の対応能力向上を図るために研修の充実
- 障害のある被害者等に対応する職員への研修の充実と、相談窓口との連携強化

3 安全な保護のための体制整備

(1) 保護体制の整備

- 民間団体との連携等一時保護体制の一層の充実
- 心理的ケア等同伴児童への対応の更なる充実

- ・都の支援センターの一時保護は年間500～600件で、6割は子供同伴
- ・一時保護を受けた被害者の半数は民間委託施設で保護

(2) 安全の確保と加害者対応

- 保護命令制度やストーカー規制法等の周知など、被害者の安全確保に向けた適切な対応
- 被害者に直接対応する職員の安全のため、加害者対応の留意すべき点を検討、周知

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

- 都の支援センターでは、ニーズに合わせた自立支援機能を充実
- 区市町村が身近な地域の連携としての役割を果たせるよう、区市町村の支援センター機能整備に向けた技術的支援を充実

・被害者が生活再建に向けた手続に際し、複数の窓口で繰り返し説明することは、心理的に大きな負担。加害者に遭遇する危険も高まる

(2) 安全で安心できる生活支援

- 被害者や関係者が安心して生活できるよう法的支援を充実

(3) 就労支援の充実

- 被害者のニーズに沿った、よりきめ細かい支援策の提供

(4) 住宅確保のための支援の充実

- 公的保証制度創設の働きかけ

・都の調査では、子供を持つ被害者の約3割が子供の心の問題について、不安を抱えている

(5) 子供のケア体制の充実

- 子供の心の安定のため、親の心の傷の回復を側面から支援
- 配偶者暴力により離婚した後の面会交流に適切に対応するため、関係機関の職員を対象に、具体的知識や技術の付与を実施

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

- 区市町村の支援センター整備に向けた働きかけの強化

(2) 民間団体との連携・協力の促進

- 専門的能力の活用とともに、取組をより一層支援し、連携を強化

6 人材育成の推進と適切な苦情対応

(1) 人材の育成

- 民間団体も含め、被害者の支援に当たる人材の育成と支援者の負荷軽減に向けた対策

(2) 二次被害の防止と苦情への適切かつ迅速な対応

- 二次被害防止のための研修の充実と、支援機関における苦情処理手順の明確化

7 調査研究の推進

- 加害者更正について、国の動向の注視と民間団体の取組に関する情報収集

II 性暴力被害者に対する支援

○性犯罪・性暴力ワンストップ支援策の充実

III ストーカー被害者に対する支援

- 被害者の迅速な安全確保と、ストーカー行為の危険性や相談窓口の周知等の啓発

IV セクシュアル・ハラスメントの防止

- 被害にあった人からの相談に適切に対応できるように、対応能力を強化

V 性・暴力表現等への対応

- リベンジポルノ等、性・暴力表現に関わるトラブルへの相談対応強化